

分担金・拠出金の名称		国際事実調査委員会(IHFFC)拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	4,139千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国際事実調査委員会 (IHFFC)	義務的拠出金			C
国際機関等の概要及び成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 国際事実調査委員会(IHFFC)は、ジュネーブ諸条約及び同第一追加議定書の違反行為(国際人道法違反)として申し立てられた事実等を調査することによって、国際人道法の履行を確保・促進することを目的に1991年に設立された。同委員会は、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第90条の規定に基づき、15人の個人資格の専門家(任期5年)で構成される。 (2)拠出に当たっての成果目標 国際人道法の履行確保に対する国際貢献を行うとともに、武力紛争時においても国際法を遵守し行動する意思を国際社会に明らかにしていくことを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機 関につ いて等 での活 動・組 織	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用され、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であることから、ジュネーブ諸条約第1追加議定書は、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設置する規定を置いた(第90条)。当事国双方の同意を得ないと調査を行うことができないため、同委員会がこれまで調査を行ったことはないものの、委員会の活動に関する広報活動として、毎年、数か国を訪問し、締約国になることを促す活動を行っている。 ・また、同委員会は、国際人道法に関連した国際会議でプレゼンテーションを実施したり、広報活動の一環としてセミナー等を開催し、意識啓蒙に努めている。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・事務局は、毎年作成する収支報告書、活動報告書及び外部の会計事務所による会計監査の監査報告書を同委員会の権限受諾国に送付するとともに、委員会のホームページで公表することにより、透明性を確保している。 ・同委員会は、毎年、詳細な会計監査報告文書を権限受諾国に配布しており、右文書には広報費用を拡大させつつも会議における経費削減が実施されている旨記載されている。予算規模に関しては、2016年は211,543フラン、2017年は211,409フランとなっており、適正な予算規模が維持されている。 ・会計監査の結果、不適切な財務管理等に関する特段の指摘はない。				
II 当該機 関等と	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・我が国は、第三者機関であるIHFFCの監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、国際人道法の的確な実施を確保し、有事においても国際法に則って行動するという意思を国際社会に明らかにする意味でも、同委員会への我が国の貢献は極めて重要であると考えている。 ・また、同委員会の設置根拠であるジュネーブ諸条約及び第1追加議定書は、国際的な武力紛争又は占領、非国際的な武力紛争の事態における武力紛争国又は占領国の人道上の義務を規定している。仮に日本に対する武力攻撃が発生等した場合には、敵対国に対して当該義務が課され、日本国民の生命及び財産が保護されるとの観点から、我が国が同委員会に拠出することには極めて大きな意義がある ・同委員会は、第三者機関として国際人道法の違反行為として申し立てられた事実等を調査することによって、国際人道法の履行を確保・促進することを目的に設立されている。中立性、信頼性等の観点から、同委員会は二国間支援の枠組みを越えた活動が可能となっている。 ・IHFFCでは、年に一度の年次会合の場において、ジュネーブ諸条約の履行確保のためにIHFFCをどのように活用していくべきかの議論を行っている。我が国からは、これまで、右議論に在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の大使レベルが毎年参加し、IHFFCの効果的な活用につき、我が国の意見をインプットしている。 ・日本は、ジュネーブにて毎年行われる年次会合の機会を捉え、非公式対話の機会を設けて情報収集に努めている。				

日本との関係について	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・IHFFCの事務局はスイス政府が務めており、日本人職員が採用されることは想定されていない。 ・我が国からは、古谷修一早稲田大学法科大学院教授を委員会委員として輩出している（任期2017年～2021年1月）。同氏は、2011年より委員を務めており、国際人道法の専門家として委員会内でも一定のプレゼンスを発揮している。我が国出身者が委員を務め、委員会の活動に積極的に関わっていくことは、我が国が国際社会における人道法の促進に取り組むという意思を国際社会に明らかにすることが可能となるほか、委員会の活動を通じて最新の国際人道法に係る議論の情報が入手できるなど、その意義は大きい。なお、IHFFCにおける日本人委員は上述のとおり1名であり、全委員15名に占める日本人委員の割合は、6.67%である。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	・IHFFCでは、以下のとおりPDCAサイクルを確保している。 PLAN:委員会事務局であるスイス政府が、毎年夏に翌年の予算案を策定。締約国に提示され、検討の上承認される。 DO:承認された予算に基づいて拠出金が支払われ、年次会合及び専門家会合等の開催や、広報活動等が行われる。 CHECK:毎年、事務局が外部の会計事務所による会計監査を受け、その報告書が締約国に送付されており、予算の執行が適正か否かが評価される。なお、会計監査報告書は委員会のホームページで公表されている。 ACT:会計監査報告書や収支報告書、活動報告書の結果等を踏まえ、委員会の運営について委員会間で議論し、必要な改善を行う。
担当課室名		人権人道課